

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

社会の高齢化の進展や生活習慣の変化に伴い、がん、心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病が増加し、寝たきりや認知症のように、生活の質を低下させたり、介護が必要な状態になってしまう方々の増加が深刻な問題となっています。

本市では、平成14年3月に「健やか高松21」を策定し、①こころの豊かさ、②運動、③食生活、④歯の健康、⑤安全、⑥たばこ、⑦アルコール（飲酒）、⑧生活習慣病の8分野において健康づくりの指針を定め、「すべての市民が健やかで、こころ豊かに暮らすことのできる活力ある社会」の実現に向けて、健康の増進や疾病の発症予防の「一次予防」に重点を置いた対策を推進し、市民と行政が一体となり、市民の主体的な健康づくり運動を推進してきました。

しかし、平成25年度に実施した「健やか高松21」の最終評価では、糖尿病等の生活習慣病患者の増加やこころの健康づくり、アルコール（飲酒）など、引き続き対応すべき問題や改善すべき課題が明らかになりました。

また、本市が行った「平成24年度市民満足度調査」において、第5次高松市総合計画における政策23項目の中で、今後特に大切と思われる政策についての質問で、「健やかに暮らせる環境づくり」が45.9%と2位に選択されていることから、社会全体で市民の健康を支える環境づくりが大切になっていると言えます。

これらを踏まえ、「健やか高松21」の第2次計画である「高松市健康都市推進ビジョン」では、市民の皆様が健やかで心豊かに暮らせる社会を実現するため、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を加え、ライフステージに応じた健康づくりの推進についても指標を定めて充実を図ったほか、健康を支え、守るための社会環境の整備に関する推進方策を盛り込み策定しました。

2 計画の基本方針

(1) 計画の基本理念

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣や社会環境の改善を通じて、「全ての市民が共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を目指します。

【10年後を見据えた「高松市の目指す姿」】

～全ての市民が共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現～

- ・ 子どもも大人も希望の持てる社会
- ・ 高齢者が生きがいの持てる社会
- ・ 疾患や障がいをもつ方も満足できる人生を送ることのできる社会
- ・ 地域包括ケアシステムの構築により、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した誰もが暮らしやすい社会
- ・ 地域や世代間の助け合いができる社会
- ・ 希望や生きがいを持てる基盤となる健康を大切にする社会

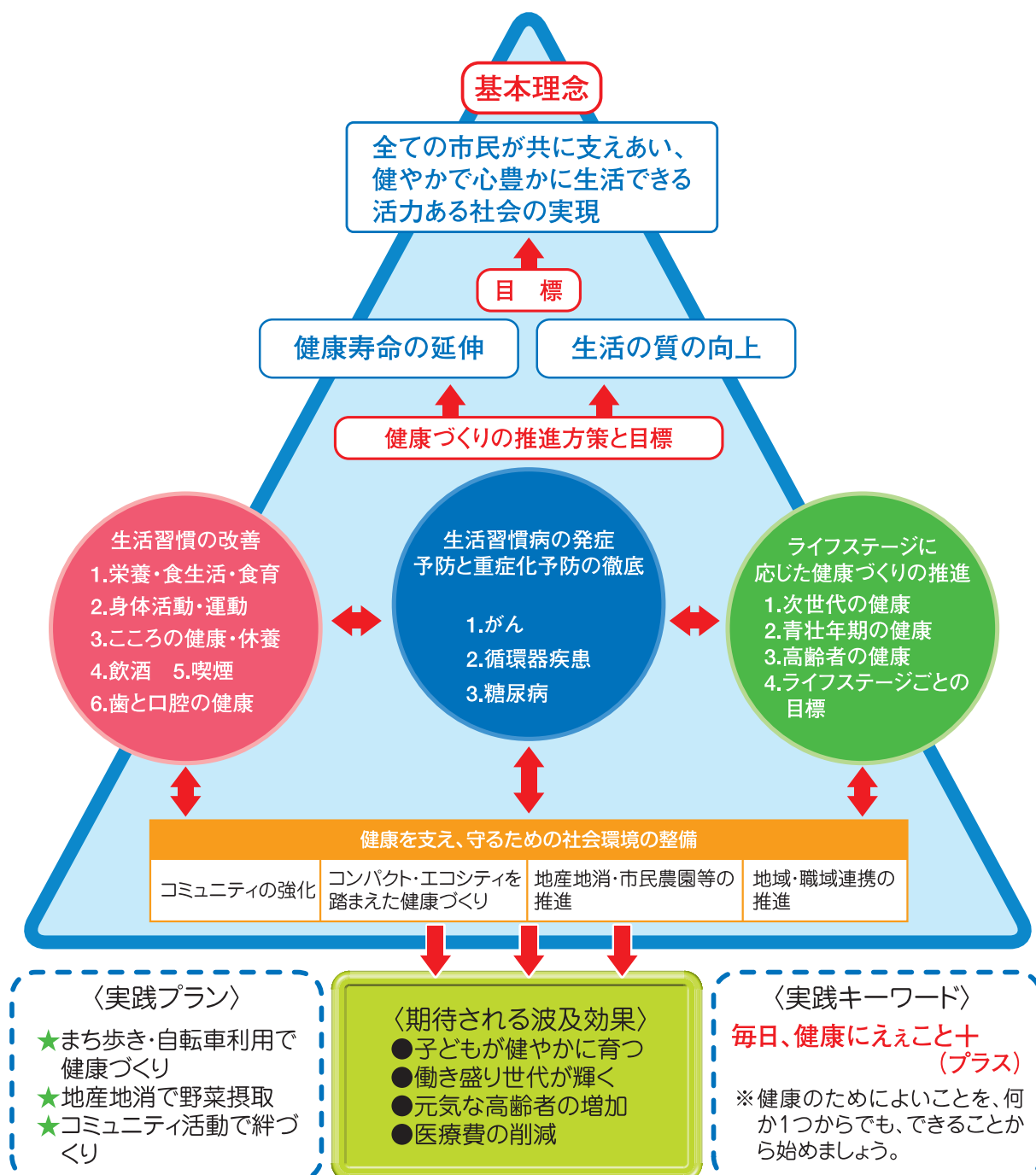
(2) 計画の目標

この計画は、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防と重症化予防を徹底することや社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上により、生活の質の向上を図るとともに、乳幼児期から高齢期まで、あらゆる人々の健康を支え、守るための社会環境の整備を通じて、健康寿命※の延伸を図ることを目標としています。

基本方針の構成は以下の図のように整理できます。すなわち、健康を支え、守るための社会環境の整備を通じて、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、ライフステージに応じた健康づくりの推進を図り、健康寿命の延伸と生活の質の向上を達成することにより、基本理念に掲げる社会の実現を目指すものです。

※ 健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことであり、健やかに自立した生活を送るという生活の質を捉えた指標です。

【「高松市健康都市推進ビジョン」の基本方針】

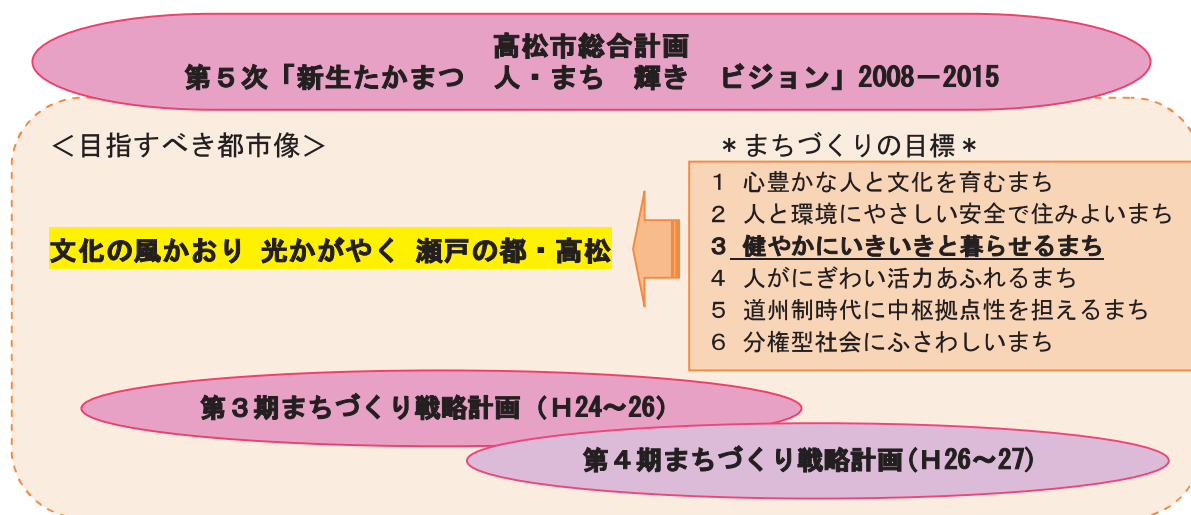


3 計画の位置づけ

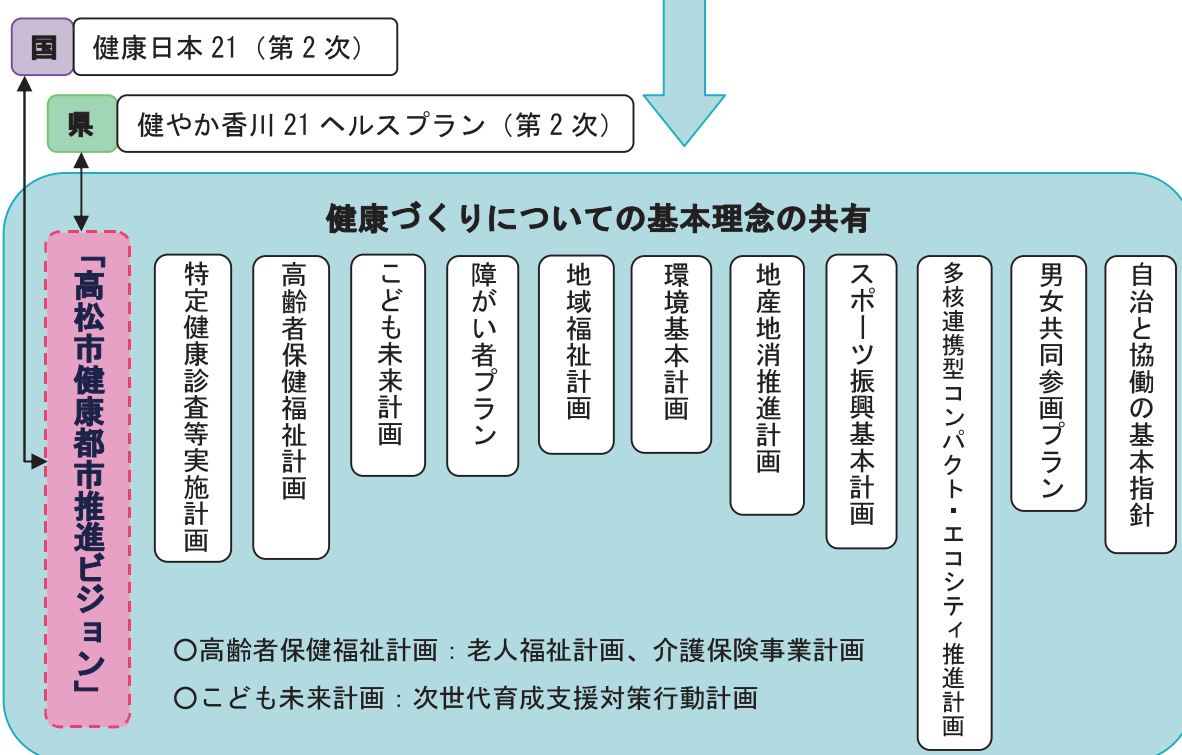
この計画は、健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」です。また、国が定めた「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（健康日本21（第2次）」）及び香川県が定めた「健やか香川21ヘルスプラン（第2次）」を勘案するとともに、本市総合計画を上位計画として、福祉、高齢者、障がい者、環境など健康と関連する計画との整合性を図りながら、本市の健康づくり運動に必要な施策の方向性を示します。

また、食育基本法第18条に規定する「市町村食育推進基本計画」を包含し、食に関する現状を踏まえ、食育に関する目標を明らかにし、食育施策の推進を図ります。

【「高松市健康都市推進ビジョン」推進体系図】



【主な関連計画との関係図】



保健福祉分野のみでなく、健康面でも市民生活に影響を与えられる計画等についても、基本理念を共有し、総合的な健康づくりを推進します。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 26 年度を初年度とし、平成 35 年度を目標年度とする 10 年間とします。

なお、計画の中間年度である平成 30 年度に計画の見直しを実施します。

